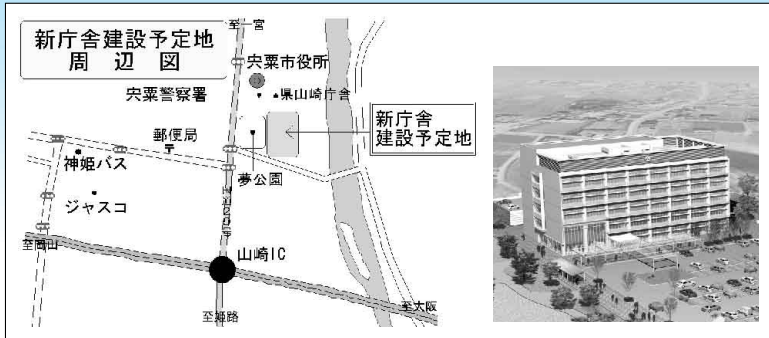


# 宍粟市らしく・親しみやすい庁舎を目指して!!

議会として、新庁舎建設に対応すべく、1 昨年(18)年の12月定例議会に於いて、新庁舎に係わる調査研究を行うことを目的とする「新庁舎に関する調査特別委員会」を設置し、これまで17回の委員会を開催し、当局より提案された「新庁舎建設基本計画」を基に、新庁舎の必要性や設計業者の選定方法、基本設計方針、配置や規模、財政状況や県庁舎の利活用、市民局のあり方など、あらゆる角度から検討を重ねて参りました。新庁舎について、市の広報紙にシリーズで紹介されていますが、議会の取り組みを紹介いたします。



### 新庁舎の必要性

合併協議会では、「合併特例債の活用可能な期間内に」とあるのに「何故急ぐのか」等に対し、現在、本庁の部署が4ヶ所に分散し、非効率な行政運営となり無駄が生じている。組織のスリム化を図りたい。山崎市民局庁舎が老朽化し危険。

### 設計業者の選定方法

新たな時代にふさわしい庁舎建設とするため、設計業者の役割は非常に大きく、技術力や創造性さらに発注者側の意見の柔軟な取り入れなどを考慮し、技術提案を受ける、プロポーザル方式を承認する。

### 配置や規模・事業費

建設位置は、合併協議会が適地とされた、山崎町中広瀬の多目的広場に建設する事とし、建物を出来るだけ北側に配置し、南向きで、玄関前に出来るだけ多くの駐車場を確保する。そのため建物は5階建てとする。規模は、鉄筋コンクリート造り、延床面積6,800㎡、駐車台数210台(公用車駐車場は別途)、事業費は約25億4千万円を見込む。

財源は、合併補助金、合併特例債・基金を主財源とし、庁舎建設が他の事業に圧迫とならないよう配慮する。

### 財政状況・その他

今後10年間の財政状況シミュレーションにより、他の事業への悪影響や財政破綻などは起こさず、早期建設により無駄な経費の節約、行政改革推進により安定する見込みと説明あり、又、県合同庁舎の利活用については、県の事業と一体的な利用は可能であるが市の施設の一部の使用は、現在のところ見込めない。

山崎市民局は、本庁と統合、他の市民局は、現在の機能を維持させるとの説明があった。

今後、開放的な肩のこらない庁舎建設のため、多目的ホールを兼ね備えたロビーや自然換気などについて検討を重ねながら、19年度に着工、20年度末完成を目指し、19年度予算に建設費の計上が予想されるので、議会としても、多くの市民の皆様の見解を聞きながら適切妥当な結論づけが出来るよう努力して参ります。



## 第14回宍粟市議会定例会日程(予定)

【会期】平成19年3月2日(金)～平成19年3月30日(金) 29日間

月日	曜日	本会議	委員会	説明
28日	水	本会議		
26日	月	休会	委員会	平成19年度予算・予算特別委員会報告・質疑・討論・採決
23日	金	休会	委員会	予算特別委員会
22日	木	休会	委員会	予算特別委員会
20日	月	休会	委員会	予算特別委員会
19日	月	休会	委員会	予算特別委員会
16日	金	休会	委員会	予算特別委員会
15日	木	休会	委員会	予算特別委員会
14日	水	本会議		一般質問
13日	火	本会議		一般質問(午後)
12日	月	本会議		一般質問
9日	金	本会議		平成19年度総括質疑・質疑・討論・採決・同委員選任・付託
8日	木	本会議		付託案件委員長報告
6日	火	休会	委員会	各常任委員会
5日	月	休会	委員会	各常任委員会
2日	金	本会議		各議案上程・質疑・委員会付託(平成19年度総括質疑を除く)

皆様のご理解を  
お願いいたします

議員の申し合せ事項として、議員が自治会長に就任することは、適当でないとしております。

公職選挙法により、議員がお金や物を贈ることは禁止されています。有権者が求めてもいません。

公職選挙法により、市内の人に答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や暑中見舞などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。